

## 地域循環共生圏の創造に向けた有識者会議 設置要綱

令和 7 年 7 月 31 日

環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室

### (目的及び設置)

第 1 条 「地域循環共生圏」とは、地域資源を持続的に活用して環境・経済・社会を統合的に向上させる事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続ける「自立した地域」を作るとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方である。

第 5 次環境基本計画において提唱され、第 6 次環境基本計画（令和 6 年 5 月閣議決定）においても「新たな成長」の実践・実装の場として更に発展させていくこととされている。

本会議は、地域循環共生圏の創造の推進に向けた助言・議論を行うことを目的として設置する。

### (名称等)

第 2 条 本会議の名称は、「地域循環共生圏の創造に向けた有識者会議」（以下、「会議」という。）とする。

### (所掌事項)

第 3 条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域循環共生圏の創造に向けた全体的な方針に関すること。
- (2) 地域循環共生圏づくりの支援体制強化に関すること。
- (3) 地域トランジションモデル構築の推進に関すること。
- (4) 地域循環共生圏づくりのネットワーク構築・情報発信の推進に関すること。

### (委員)

第 4 条 会議の委員は別紙 1 の通りとする

- 2 委員の任期は、承諾の日から同年度の 3 月 31 日までとする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (座長)

第 5 条 委員の中から座長を選出する。

- 2 座長は、会務を掌理する。

(作業部会等の設置)

第6条 会議の下に、個別具体のテーマに関する議論を行う場として、作業部会等を設置することができる。(別紙2のとおり)

2 会議は、個別具体のテーマについて、必要に応じて、作業部会等を新たに設置もしくは廃止することができる。

(会議)

第7条 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

2 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長を代行する者を指名する。

3 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 その他、会議の運営に必要な事項は座長が定める。

(議事の公開)

第8条 会議の議事要旨及び配付資料は、環境省HPに公開するものとする。ただし、公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、この限りでない。

(議事録の作成)

第9条 会議を開催したときは、議事録を作成するものとする。

(事務局)

第10条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室及び地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)とする。

附則

この要綱は、令和7年7月31日から施行する。

## 地域循環共生圏の創造に向けた有識者会議 委員

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職
阿部 裕志	株式会社風と土と 代表取締役
飯田 恭子	農林水産省 農林水産政策研究所 国際領域 主任研究官
鬼沢 良子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット 理事長
佐藤 真久	東京都市大学環境学部 環境経営システム学科 教授／大学院環境情報学研究科 東京都市大学・エディスコワーソン大学 国際連携環境融合科学専攻
島岡 未来子	早稲田大学戦略研究センター 教授
橋本 禅	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
平岡 俊一	滋賀県立大学環境科学部 環境政策・計画学科 准教授
見山 謙一郎	昭和女子大学人間社会学部 現代教養学科 教授
山内 幸治	特定非営利活動法人 ETIC. シニアコーディネーター／Co-Founder

作業部会等

- (1) 地域循環共生圏づくり支援体制構築事業作業部会
- (2) 地域トランジションモデル構築研究会
- (3) 戦略的広報ワーキンググループ